



コロナ支援

## 新型コロナウイルスに係る国民健康保険税の減免制度

問 伊奈庁舎国保年金課 (内線4404)

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡しまたは重篤な傷病を負った世帯、あるいは一定程度収入が減少した世帯は、国民健康保険税の減免に該当する場合があります。

▼減免の対象となる保険税Ⅱ令和3年度分の保険税(令和2年度末に資格を取得したことなどにより課される令和2年度相当分の保険税を含む)であり、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の

納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの

▼申請方法Ⅱ新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、可能な限り郵送での申請をお願いします。申請書はホームページに掲載するほか、お電話いただければ申請書を郵送します。

▼申請期限Ⅱ令和4年3月31日(木)まで(郵送必着)



コロナ支援

## 事業者に国から月次支援金を支給します

問 国月次支援金事務局 相談窓口 ☎0120・211・240

今年4月以降に発令された緊急事態措置または、まん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業または、外出自粛などの影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者などの皆さんに、「月次支援金」が国から給付されます。

申請方法などにつきましては、お問い合わせ先にご相談ください。

▼給付額Ⅱ中小法人20万円/月(上限)

個人事業者10万円/月(上限)

▼対象月Ⅱ対象措置が実施された月のうち、対象措置の影響を受け、令和元年または令和2年の同月比で売上が50%以上減少した令和3年の月が基準月Ⅱ令和元年または令和2年における対象月と同じ月

▼申請期限Ⅱ4・5月分・8月15日(日)6月分・8月31日(火)



コロナ支援

## 子育て世帯生活支援特別給付金について

問 伊奈庁舎こども課 (内線4204)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯を見舞う観点から、5月13日に「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」を児童扶養手当を受給しているひとり親世帯に支給しました。今回はひとり親以外の世帯に対し、生活支援を行うため特別給付金を支給します。

▼支給対象者Ⅱひとり親世帯分の給付金を支給済の方を除き、(1)の①～③のいずれかに該当し、かつ(2)のA、Bいずれかに該当する方

(1)養育要件

①令和3年4月分の児童手当を受給している方

②令和3年4月分の特別児童扶養手当を受給している方

③令和3年3月31日時点で、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育している方

(2)所得要件

A・令和3年度住民税均等割が非課税である方

B・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に家計が

急変し、収入が住民税非課税相当となつていない方

※要件が①かつAに該当する方は申請不要です。それ以外の対象の方は申請が必要となります。申請方法は、詳細が決まり次第、市こども課ホームページ内「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親以外の世帯分)」でご案内します。

▼支給予定額Ⅱ児童1人当たり一律5万円

